

ばい煙発生施設の測定頻度等

施設の種類の		硫酸酸化物排出量	排出ガス量 (m <sup>3</sup> N/時)	硫酸酸化物		窒素酸化物		ばいじん
				総量規制地域内 の特定工場	総量規制地域外	総量規制地域内 の特定工場	総量規制地域外	
ガス専焼ボイラー、 ガスタービン、ガス機関		10m <sup>3</sup> N/時以上	4万以上	常時	2ヶ月に1回以上	常時	2ヶ月に1回以上	5年に1回以上
			4万未満			年2回以上(※)		
		10m <sup>3</sup> N/時未満	4万以上	-		常時	2ヶ月に1回以上	
			4万未満			年2回以上(※)		
ガス発生炉のうち 燃料電池用改質器		10m <sup>3</sup> N/時以上	-	常時	2ヶ月に1回以上	5年に1回以上		5年に1回以上
		10m <sup>3</sup> N/時未満	-	-		5年に1回以上		5年に1回以上
廃棄物 焼却炉	焼却能力 4t/時以上	10m <sup>3</sup> N/時以上	4万以上	常時	2ヶ月に1回以上	常時	2ヶ月に1回以上	2ヶ月に1回以上
			4万未満			年2回以上(※)		
		10m <sup>3</sup> N/時未満	4万以上	-		常時	2ヶ月に1回以上	
			4万未満			年2回以上(※)		
	焼却能力 4t/時未満	10m <sup>3</sup> N/時以上	4万以上	常時	2ヶ月に1回以上	常時	2ヶ月に1回以上	年2回以上(※)
			4万未満			年2回以上(※)		
		10m <sup>3</sup> N/時未満	4万以上	-		常時	2ヶ月に1回以上	
			4万未満			年2回以上(※)		
上記以外の全ての施設		10m <sup>3</sup> N/時以上	4万以上	常時	2ヶ月に1回以上	常時	2ヶ月に1回以上	2ヶ月に1回以上
			4万未満			年2回以上(※)		
		10m <sup>3</sup> N/時未満	4万以上	-		常時	2ヶ月に1回以上	2ヶ月に1回以上
			4万未満			年2回以上(※)		

注) 1. ※について、排出ガス量が4万m<sup>3</sup>N/時未満であって、継続して休止する期間が6月以上の施設のばいじん、窒素酸化物の測定頻度 年1回以上

2. ばい煙濃度の測定値の取扱い

- ・ 排出基準値は、短時間における高濃度あるいは低濃度の測定値を排出基準値と比較するものではない。
- ・ 排出濃度は変動し、また分析は誤差を伴うので、排出基準値と測定値との比較については、次のように考える。

- ① 原則として複数回の測定データの平均値
- ② 測定値の有効数字は原則として2桁とし3桁目以下は切りすて
- ③ 測定値の有効範囲は、±10%程度を目途

3. 試料の採取方法

- ・ ばい煙の採取時期は一工程の期間内、測定値はこの期間の平均値。
- ・ 一工程が非常に長時間にわたる場合は、測定時期は一工程を適切に代表するような期間を選んで行なう。
- ・ 一工程の期間が不明確であるばい煙発生施設の試料採取時期は、排出濃度が平均的濃度として把握されるような時期において、次のような採取時間と回数により行なう。

採取(吸引)時間	採取回数
～20分	5回程度
20分～40分	4回
40分～60分	3回
60分～	2回

4. 燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん(一時間につき合計六分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれない。
5. 保安上または公害防止上やむを得ず生ずる高濃度の排出については、測定範囲から除外。このようなことが予定される場合、参考資料として届出させる。
6. いおう酸化物、窒素酸化物の連続測定は、1時間単位で整理する。